

【第6次NACCS】総合運転試験<<フェーズⅢ>>
生データによる業務確認試験実施要領

平成29年8月
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 概要

本実施要領は、総合運転試験フェーズⅢの「生データによる業務確認」を円滑に実施するための一助として、船会社様のご協力を得て作成したものです。利用者の皆様におかれましては、本実施要領を参考として「生データによる業務確認」における関係業種間の連携を図っていただければと考えております。

具体的には、フェーズⅢ開始前に現行（第5次）NACCSから次期（第6次）NACCSに移行されたデータ（移行データ）のうち、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・博多の各港を対象として、船会社様による積荷目録情報の登録（輸入）、船積確認（輸出）を行っていただける対象船舶名をあらかじめ船会社様に選定いただいております。これらの特定の港・船舶から取り卸された、または、積載される貨物に係るデータを、第5次NACCSと同様の生データのを入力を総合運転試験でも実施いただき、上流から下流へ貨物の情報が正常に処理されることを確認いただきたいと思います。

なお、本実施要領に記載がある港、船舶以外では、「生データによる業務確認」が実施不可ということではありませんので、利用者様の所在する港、船舶の運航スケジュール等を勘案し、関係者間で調整のうえ、適宜、実施いただければと思います。

2. 実施期間

平成29年8月28日（月）10:00 ~ 9月11日（月）19:00

3. 実施地区

東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、博多港

4. 実施港及び対象船舶

別紙「総合運転試験フェーズⅢ 実施対象船」を参照

5. 実施方法

（1）輸入業務

別紙「総合運転試験フェーズⅢ 実施対象船」で提示する特定船舶に係る輸入貨物情報の登録が行われた以降、順次上流から下流へ業務を行っていただき、貨物の情報が正しく流れることを確認してください。なお、事前準備として、当日の入力に必要な「特定船舶」に係る関係書類、または、データをご用意ください。

① 船会社／船舶代理店

指定日までに「特定船舶」の輸入貨物に係る業務処理を再現して、「積荷目録情報登録（MFR）」「積荷目録提出（DMF）」業務を行ってください。また、フェーズⅢ期間中に出港前報告の報告期限が到来する場合は、必要に応じて「出港前報告（AMR）」「出港前日時報告（ATD）」業務等を実施してください。

注：特定船舶に関するDMF業務等は、別紙の特定船舶を指定している船会社等により行われます（当該船舶に積載している他の船会社の貨物に関するDMF業務は、基本的には行われません。）。

② CY

「特定船舶」の輸入貨物に係る業務処理を再現して、「船卸確認登録（一括・個別）（PKI・PKK）」業務を行ってください。また、保税運送申告を実施した場合、または、輸入許可が行われた場合で、CYからの搬出を希望される通関業者様等は、あらかじめCY様に申し出いただき、申し出を受けたCY様は可能な範囲で、「CY搬出確認登録（CYO）」業務等※1を行ってください。

注：PKI業務は、DMF業務実施済み分の船会社分のみを選択して行ってください。

※1 件数によってはご希望に沿えない場合があります。

③ 保税蔵置場

「特定船舶」の輸入貨物に係る業務処理を再現して、保税運送が行われた貨物について、「搬入確認登録（保税運送貨物）（BIA）」業務等を行ってください。

④ NVOCC

「特定船舶」の輸入貨物に係る業務処理を再現して、「ハウスB/L 貨物情報登録 (NVC O1)」業務等を行ってください。また、フェーズⅢ期間中に「出港前報告 (ハウスB/L) (AHR)」業務等を実施してください。

⑤ 通関業

「特定船舶」の輸入貨物に係る業務処理を再現して、「輸入申告 (IDC)」業務等を行ってください。

注：特定船舶に関するDMF・PKI業務等は、別紙の特定船舶を指定している船会社等により行われます（当該船舶に積載している他の船会社の貨物に関するDMF・PKI業務は、基本的には行われません。）。

(2) 輸出業務

別紙「総合運転試験フェーズⅢ 実施対象船」で提示する特定船舶に係る輸出貨物についての実データを、順次上流から下流へ業務を行っていただき、貨物の情報が正しく流れることを確認してください。なお、事前準備として、当日の入力に必要な「特定船舶」に係る関係書類、または、データをご用意ください。

① 通関業／海貨業

「特定船舶」に積載する輸出貨物に係る業務処理を再現して、「輸出貨物情報登録 (ECR)」業務等を行ってください。

② 保税蔵置場

「特定船舶」の輸出貨物に係る業務処理を再現して、「搬入確認登録 (輸出未通関) (BIC)」業務等を行ってください。

③ 通関業

「特定船舶」の輸出貨物に係る業務処理を再現して、「輸出申告 (EDC)」業務等を行ってください。

④ 海貨業、通関業等

「特定船舶」の輸出貨物に係る業務処理を再現して、「ACL 情報登録 (コンテナ船用) (ACL O1)」業務等※2を行ってください。また、CY搬出入業務対応CYに対し「空コンテナピックアップ登録 (PUR)」業務※3を実施してください。

※2 原則として船会社様によるB/Lコピーの発行は行われません。

※3 件数が多い場合は、「空コンテナピックアップ回答 (PUA)」業務が行われないこともありますので、件数を限定していただくようお願いいたします。また、回答が必要な場合は、あらかじめCY様にご相談ください。

⑤ 保税蔵置場

「特定船舶」の輸出貨物に係る業務処理を再現して、「バンニング情報登録 (コンテナ単位・輸出管理番号単位) (VAN・VAE)」業務等を行ってください。

⑥ CY

「特定船舶」の輸出貨物に係る業務処理を再現して、あらかじめ申し出いただいたコンテナに対し「CY搬入確認登録 (CYA)」業務等を行った後、「船積情報登録 (CLR)」業務等を行ってください。

⑦ 船会社／船舶代理店

「特定船舶」の輸出貨物に係る業務処理を再現して、「船積確認登録 (CCL)」業務を行ってください。

(3) 危険物明細書・船腹予約業務（第6次NACCS新規業務）

危険物明細書及び船腹予約業務については、前記の「特定船舶」を対象として業務入力を行ってください。ただし、後続の業務（例えば、船腹予約業務を実施した場合であっても、船会社からの回答）が行われない場合がありますので、これら新規業務の利用にあたっては、あらかじめ、後続業務を行う関係者と事前に意識合わせを行ってから、実施してください。

6. 注意事項

(1) 各業務の入力にあたっては、上流の情報を「貨物情報照会（ICG）業務」でご確認のうえ、順次後続業務を行っていただくようお願いします。

(2) 原則として、第5次NACCSで実際に登録した業務と同一の処理を行っていただきますが、他の利用者様に影響がなく、且つ、事前に利用者様間で調整が行われている場合には、異なる処理を行っていただいても構いません。

（例：第5次NACCSの処理では、CYで輸入申告を行った貨物に対して、本試験では、CYから保税蔵置場に保税運送申告を行い、他の保税蔵置場にて輸入申告を行う等。）

別紙 実施日程

平成 29 年 8 月 28 日 (月) から 9 月 11 日 (月) までの 15 日間 ※ 土日含む

実施日	8月28日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)
実施時間	10:00~ 24:00	00:00 ~ 24:00		
システム日付・時刻	実施日・実施時刻に同じ			
関係行政機関開庁時間	実運用と同様(官署ごとの設定による)			
保守・切替切戻し運用・ 故障試験	行わない			
関係行政機関対応	対応する			

実施日	9月1日(金)	9月2日(土)	9月3日(日)	9月4日(月)
実施時間	00:00 ~ 24:00			
システム日付・時刻	実施日・実施時刻に同じ			
関係行政機関開庁時間	実運用と同様(官署ごとの設定による)			
保守・切替切戻し運用・ 故障試験	行わない		保守日運用 02:30~ 05:00 実施不可	行わない
関係行政機関対応	対応する			

実施日	9月5日(火)	9月6日(水)	9月7日(木)	9月8日(金)
実施時間	00:00 ~ 24:00			
システム日付・時刻	実施日・実施時刻に同じ			
関係行政機関開庁時間	実運用と同様(官署ごとの設定による)			
保守・切替切戻し運用・ 故障試験	行わない	切替運用 (メイン→バック) 12:00~12:40 実施不可	切替後運用 (バックアップセンター)	
関係行政機関対応	対応する			

実施日	9月9日(土)	9月10日(日)	9月11日(月)
実施時間	00:00 ~ 24:00		00:00 ~ 19:00
システム日付・時刻	実施日・実施時刻に同じ		
関係行政機関開庁時間	実運用と同様(官署ごとの設定による)		
保守・切替切戻し運用・ 故障試験	切替後運用 (バックアップセンター)	切戻し運用 (バック→メイン) 03:00~04:00 実施不可	故障復旧運用 (オンライン再起動) 10:30~11:10 実施不可
関係行政機関対応	対応する		

凡例) 網掛けはオンライン全停止を伴う試験。